

(仮称) 広陵町自治基本条例に係る提言書
【中間】

令和2年10月
広陵町自治基本条例審議会

1 はじめに

広陵町自治基本条例は、まちづくりの主体としての町民、町議会、行政が、互いの役割を認識しながら連携し、共通の目的のために協働して、住民自治を基盤とした広陵町のまちづくりを進めていく際の基本的ルールを定めるものです。

条例案については、令和元年6月に町長から諮問を受け、公募を含む16人の委員で構成された広陵町自治基本条例審議会により約1年半にわたって議論を重ね、住民向けワークショップ等を行い、幅広い意見を踏まえて取りまとめており、現時点までの条例案及び逐条解説書素案を作成したところです。

今後、パブリックコメント等によって、より幅広い意見をお聴きし、最終提言に結びつけられるよう、ここに中間提言を提出します。

※本提言書及び資料本文中に用いている条例の題名は「(仮称)」を省略して表記しています。

2 検討の経緯

(1) 背景と目的

地方分権一括法の施行により、国及び地方公共団体が分担すべき役割が明確化され、地方公共団体は、地域の特性に基づいた政策を主体的に進めていくこととなりました。これを受け、国からの機関委任事務が平成13年に廃止され、地方公共団体の事務は、法定受託事務と自治事務とに整理され、自治の可能性が広がりました。

その一方、住民に対する説明責任が、これまで以上に問われ、住民の意向や地域の実態を正しく把握するために「参加・参画」が重要になっています。

また、全国的に人口減少と少子化・高齢化、産業構造の変化などによって、地方公共団体の運営は年々厳しくなり、地域間格差も広がっています。地域課題や住民のニーズに対して、行政だけで対応することは難しく、多様な主体との「協働」が不可欠です。

そこで、町民、町議会、行政が連携してまちづくりを担い進めていく基本的ルールとして、広陵町自治基本条例を制定することとして諮問を受けました。

(2) 検討事項

広陵町自治基本条例審議会では、次に掲げる事項について検討を行いました。

- ア 条例の素案に関すること
- イ 条例に関し必要な調査及び研究に関すること



(3) 委員の構成

(順不同、敬称略、令和2年9月末現在)

氏名	団体名等
中川 幾郎	帝塚山大学名誉教授 (会長)
清水 裕子	畿央大学助教 (副会長)
東 秀行	広陵町区長・自治会長会
久保 知三	広陵町商工会
藤田 和郎	広陵町民生・児童委員協議会
北橋 美弥子	広陵町婦人会
茶野 武司	広陵町老人クラブ連合会
岡橋 秀典	広陵町青少年健全育成協議会
阪本 博三	広陵町社会福祉協議会
河野 伊津美	広陵町PTA連絡協議会
嶋中 章	広陵町PTA連絡協議会
森田 隆夫	広陵町防災士ネットワーク
箆部 牧	公募委員
高月 光太朗	公募委員
新谷 眞貴子	公募委員

※ 1人、諸事情により途中で退任されています。

(計15人)

(4) 審議会の開催状況

令和元年6月から令和2年9月にかけて計10回の審議会を開催し、学習、検討を行いました。

回	日時	主な議題
第1回	令和元年6月15日 13:30~15:30	委員委嘱、諮問、自己紹介、勉強会 (自治基本条例概要)
第2回	令和元年8月3日 10:00~12:10	勉強会 (広陵町の法体系、広陵町の現状と予測-人口、財政データ等から-)、ワークショップ (広陵町のええところ、あかんところ)
第3回	令和元年9月8日 13:30~16:00	勉強会 (参加・参画と協働について)、ワークショップ (身近な参画と協働について)
第4回	令和元年10月19日 13:30~15:45	勉強会 (地域自治の新しいしくみ、他自治体の条例比較)、ワークショップ (地域自治の新しいしくみ)
第5回	令和元年11月10日 10:00~12:15	条文審議 (第1回: 総則・条例、情報・住民自治)

第6回	令和元年12月7日 13:30～16:15	条文審議（第2回：町民・議会・町長・町職員、 参加・参画と協働）
第7回	令和2年1月25日 13:30～16:15	条文審議（第3回：生涯学習・文化のまちづくり、 参加・参画と協働）
第8回	令和2年2月22日 14:00～16:15	条文審議（第4回：行政経営・連携）
第9回	令和2年8月2日 13:30～15:40	前文案、逐条解説書素案の検討及び審議（第1回）
第10回	令和2年9月13日 13:30～15:40	前文案、逐条解説書素案の検討及び審議（第2回）



3 広陵町自治基本条例の概要

詳細は、別添「(仮称) 広陵町自治基本条例素案」及び「(仮称) 広陵町自治基本条例逐条解説書素案」をご覧ください。

広陵町自治基本条例は、

- ・ 4つの基本理念と6つの基本原則を掲げています。
- ・ 全11章40条で構成されています。
- ・ まちづくりの主体（町民、町議会、行政）に活用されることが大切としています。
- ・ まちづくりの主体が連携・協働してまちづくりを進めることが大切としています。

4 広陵町自治基本条例制定に向けて

今後は、以下のスケジュールを想定して進めていきます。

- ・ 令和2年12月 パブリックコメント
- ・ 令和3年 1月 第11回広陵町自治基本条例審議会
- ・ 令和3年 2月 町長へ答申

5 要請（条例制定後について）

（1）町民への説明会について

条例制定後は、町内各種団体や小学校区ごと等、町民に周知する機会を設け、自治基本条例が身近に感じられ、町民一人ひとりがこの条例を活用し、まちづくりを進められるよう取り組んでください。

（2）条例の概要版パンフレットの作成について

また、町民が条例の趣旨や解釈を分かりやすく、理解しやすくなるよう、条例を説明、解説した概要版パンフレット（イラストやマンガを活用して）を作成してください。